

千葉労働局発表
令和2年9月14日

【照会先】千葉労働局 労働基準部 健康安全課
課長 市倉 健人
安全専門官 篠田 一
電話 043-221-4312

工事現場の「火災」・「重篤災害」防止を要請しました -11日発生 of 倉庫解体工事現場火災、死亡者増加などを踏まえた取組強化策-

県内の建設業においては、死亡10名（9月11日現在。前年同期比+2名）、死傷件数380件（8月末日現在。前年同期比+85件）と労働災害の増加傾向が顕著となっています。

また、9月11日には、船橋市内の倉庫解体工事現場において、火災事故が発生したところです。千葉労働局（局長：友藤智朗）では、6月3日及び7月22日に建設業の関係団体あて、千葉労働局長から労働災害防止についての文書要請を行うなどの取組をかねてから行っているところです。

しかし、労働災害の増加が続いていることや火災事故が発生したことから、本日、改めて、①重篤な労働災害の防止、②工事現場における火災による労働災害の防止、の2点を内容とする要請を建設業の関係団体あて千葉労働局長から文書により行い、建設業の労働災害防止に向けた更なる取組の強化を図りました（別添）。

<文書要請>

1 要請内容

(1) 重篤な労働災害の防止

墜落・転落災害が全災害に占める割合が高いことなど重篤な結果につながりかねない災害のリスクに対して、しっかりとした対策を講じる必要があること。

そのためには、「重点取組宣言」が有効と考えられるため、積極的に取り組むこと。

(2) 工事現場における火災による労働災害の防止

- ①可燃性の断熱材の確認、その種類、特性について調査をすること。
- ②火気を使用しない。火気使用時は、火気管理を含む作業計画を策定すること。
- ③火気厳禁等の表示を行うこと。
- ④火気作業時は不燃性シート等による遮蔽の実施、消火のための器具の配置等を行うこと。
- ⑤作業場所の整理整頓を行い、原材料等を放置しないこと。
- ⑥火災発生等の避難方法等の周知、訓練実施など、緊急時に備え万全の対策を講ずること。

2 要請先（22機関）

工事施工関係団体 千葉県建設業協会、建設業労働災害防止協会千葉県支部

公共工事発注機関 国土交通省関東地方整備局の各工事事務所、千葉県、東京電力等インフラ関係事業者

写

千労発基 0914 第 4 号
令和 2 年 9 月 14 日

建設業労働災害防止協会千葉県支部の長
千葉県建設業協会の長 殿
別表の公共工事発注機関の長

千葉労働局長

建設業における労働災害防止のための取組について（要請）

平素より労働安全行政の推進にご理解とご協力を賜り、また、現下の新型コロナウイルス感染症の拡大防止への各般のご尽力に厚く御礼申し上げます。

さて、令和 2 年 7 月 22 日付け文書をもちまして、労働災害防止の一層の取組につきまして、貴職あて要請させていただいた際には、各般のご対応を賜り誠にありがとうございました。

建設業におきましては、その後も、残念ながら死亡災害が複数発生するなどによりまして、死亡者数は 10 名（9 月 12 日現在。前年同期比 2 名増）、休業 4 日以上 の死傷件数は 380 件（8 月末現在。前年同期比 29%増）と、憂慮すべき状況となっております。

また、9 月 11 日には、船橋市内の倉庫解体工事現場において、火災が発生したところ です（人的被害なし。）。本件災害については、現在所轄労働基準監督署等において調査を行っているところであり、災害発生原因等は特定されていませんが、報道等を踏まえると現場内での鋼材の溶断作業中に火花が部材に引火したことが原因と推定 されるようです。

これらの状況を踏まえ、工事施工関係の団体におかれましては、令和 2 年 7 月 22 日 付けで文書要請させていただきました「重点取組宣言」の実施（下記 1）及び上記火 災と類似の火災による労働災害防止対策に関する事項（下記 2）につきまして、会員 事業場に周知されるとともに、対策の徹底を図られますようお願い申し上げます。

また、工事発注機関の皆様方におかれましては、上記趣旨及び下記の各事項につ きまして、施工業者（受注者）への周知及び工事発注条件等における御配慮をお願い 申し上げます。

記

1 重篤な労働災害をはじめとする労働災害の防止

残暑における熱中症発症のリスク、新型コロナウイルス感染症拡大による工期遅延の挽回に伴い生じるリスク、ウイルス感染防止のためのマスク着用による作業者の連絡調整不全によるリスクなど、労働災害の発生要因の存在が引き続き懸念され、また、昨年3名の方が熱中症により亡くなっているほか、墜落・転落災害が全災害に占める割合が高いことなどの状況を踏まえ、重篤な結果につながりかねない災害のリスクに対して、しっかりとした対策を講じる必要があること。

については、各工事現場に内在するリスクに対して、その重点的な取組を図るためには、別添の「重点取組宣言」の実施が有効と考えられることから、積極的に取り組まれないこと。

2 工事現場における火災による労働災害の防止

(1) 調査、確認

元方事業者は、新築工事にあつては、可燃性の断熱材（以下単に「断熱材」という）の施工計画の有無、既存建築物の改修工事等にあつては、断熱材の使用の有無に係る確認を行い、当該作業がある場合には断熱材の種類、特性について調査をすること。

(2) 施工計画、作業手順の作成等

元方事業者は、断熱材のある場所において火気を使用しない工事計画を策定すること。

また、既存建築物の改修工事等でやむを得ず断熱材の施工されている場所で火気を使用する作業を行う場合は、火気管理を含む作業計画を策定すること。

作業を行う事業者は作業手順書の作成及び元方事業者との調整を行うこと。

(3) 表示

断熱材の使用場所であること及び火気厳禁の表示を行うこと。断熱材の保管場所（仮置き場所を含む）についても同様であること。

(4) 防火対策

火気作業を行う事業者は、断熱材に対する不燃性シート等による遮蔽の実施、消火のための器具の配置等を行うこと。

(5) 整理整頓

作業場所の整理整頓を行い、原材料等を放置しないこと。

(6) 緊急時の措置

元方事業者は、火災発生等の緊急時の連絡方法、避難方法等についてあらかじめ定め関係事業者にも周知するとともに、訓練を実施するなど、緊急時に備え万全の対策を講ずること。

建設業で労働災害増加!!!

県内建設業で労働災害が急増!

死亡10名
(今年8月まで)

その**30%**が**墜落・転落**

さらに その**65%**が**休業1か月以上**

重点取組宣言

で、重篤災害対策に全員で取り組みましょう!

施工状況、現場状況及び仕事内容に応じたリスクを踏まえて、現場責任者が、重篤な労働災害を防止するために「特に重点的に」対応すべきことを**重点取組宣言**として見える化・共有して、現場で働く全員で取り組みましょう。

事業主、元請の皆様へ

作業者は、皆様が講じた安全対策の範囲内で、自分の身を守ることになります。十分な安全対策をお願いします!

作業者の皆様へ

「安全作業」も皆様に任せられた仕事の範囲内です。自分自身と仲間の安全は、あなたの行動次第で損なわれることを忘れないで!

重点取組宣言（例）



工事現場名

宣言者（統括安全衛生責任者、または、これに準じる者）

宣言日

宣言対象期間（工程、作業環境等を踏まえた適切な期間（長過ぎないようにする））

宣言

千葉県内において建設業の死亡災害が昨年の2倍以上に増加していることなどを背景とし、本現場においては、上記宣言対象期間に想定されるリスクを踏まえて、労働災害（特に重篤な災害）を絶対に起こさないようにするため、以下の事項について、重点的に取り組むことを宣言します。

本現場で働く皆さんは、自分自身、そして仲間の健康と安全を守るため、一致して取り組んでいただきますようお願いいたします。

1 熱中症の防止

.....

2 墜落・転落災害の防止

.....

「重点取組宣言」を行うに当たってのご参考

- 1 労働災害（特に重篤な災害）を起こさないようにすることが目的の宣言です。
目的に照らして、宣言の方法等を工夫されることをお勧めします。
- 2 宣言の期間（工程）、対象（工区、職方など）ごとに、宣言を上記1の目的に合致したものにアレンジ（変更）することをお勧めします。
- 3 人間の注意力は「全方向にわたって細大漏らさず」というわけにはいきません。特に重篤な災害のリスク要因は何かを検討した上で、「重点」について集約し、現場で働く全員の意識に残るような「取組宣言」をすることをお勧めします。
- 4 宣言においては、「誰が」「何を」「どうする」のかが明確となっていると、宣言内容を実行すべき人が意識を持ちやすくなると考えられます。
- 5 宣言は、現場で働く全員が共有するものであることから、宣言内容を検討する際には、現場の意見をよく聴いて、できるだけ宣言に反映させるよう努めることをお勧めします。
- 6 宣言内容を現場で働く全員と共有し、実効性のあるものとするために、宣言文に賛同者（各職方の代表者など）の氏名を入れることも一法と考えられます。
- 7 人間は忘却の動物と言われるように、新しい情報が入った途端に、前の情報が消えてしまうことがままあります。「重点取組宣言」は、現場で働く全員に、少なくとも現場で働いているときには、しっかりと意識を持っていただくことが必要です。よって、「忘却する前に改めて意識づけをする」ことの繰り返しが必要と考えられます。

（本宣言書は、新規入場教育時、朝礼等のミーティング時に繰り返し周知を図るとともに、作業場内の見やすい箇所に掲示する等により、宣言内容が確実に実行されるよう工夫をするものとする）

別表

- 1 国土交通省関東地方整備局 千葉港湾事務所
- 2 国土交通省関東地方整備局 江戸川河川事務所
- 3 国土交通省関東地方整備局 利根川下流河川事務所
- 4 国土交通省関東地方整備局 首都国道事務所
- 5 国土交通省関東地方整備局 千葉国道事務所
- 6 国土交通省関東地方整備局 関東技術事務所
- 7 千葉県
- 8 千葉県住宅供給公社
- 9 千葉県土地開発公社
- 10 千葉県道路公社
- 11 独立行政法人水資源機構 千葉用水総合管理所
- 12 東京電力パワーグリッド(株)千葉総支社
- 13 東日本電信電話株式会社 南関東 千葉事業部
- 14 東日本旅客鉄道株式会社 千葉土木技術センター
- 15 東日本高速道路株式会社 関東支社千葉管理事務所
- 16 東日本高速道路株式会社 関東支社千葉工事事務所
- 17 東日本高速道路株式会社 関東支社木更津工事事務所
- 18 東日本高速道路株式会社 関東支社市原管理事務所
- 19 東日本高速道路株式会社 東京湾アクアライン管理事務所
- 20 成田国際空港株式会社